

■ 特集

- ◆ 中国自動車業界の今
～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 1

■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 7

■ 人民元レポート

- ◆ 2015年度国際収支統計からみた資本流出の現状
三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部 10

■ 連載

- ◆ 華南ビジネス最前線
～香港におけるコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 14

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：「作業指示書による照合抹消」
——注目すべき加工貿易の税関管理の新動向
KPMG 中国 17

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「中国自動車業界の今～自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～」

- ◇2015年の中国の自動車工場出荷台数(乗用車+商用車)は前年比4.7%と伸び率は3年ぶりの低水準。足元では、小型車に対する車両購置税の減税効果を受けて工場出荷台数は急回復しているものの、大幅な需要増を見込んだ完成車メーカーの実需を上回る出荷の懸念を示す向きもあるため、2016年の需要を占う上では、月次の販売・在庫動向のフォローにより、減税による販売面へのプラス効果を慎重に見極めることが必要。
- ◇完成車メーカーの最大の関心事である規制動向については、HEVの導入だけではNEV規制に対応出来ないため、PHEVなど新エネ車の生産・投入の検討を迫られているのが実状。
- ◇中国の自動車業界では、供給能力の過剰と政府による自国産業の競争力強化の方針もあり、中資系メーカーの大型再編の可能性も否定できない。こうした再編があれば、超長期的には一部の外資系完成車メーカーが中国市場からの撤退を余儀なくされる可能性も想定されよう。

経済 「中国経済の現状と見通し」

- ◇年初より株価の下落、人民元安の進行、資本流出の強まりなど「中国減速リスク」が再燃するなか、経済実体は緩やかな減速が継続し、金融市場の混乱を招くほどの更なる変調は確認されていない。
- ◇株価下落の背景には、需給悪化懸念や後手に回る政策対応などファンダメンタルズ以外の要因が大きく、資本流出や外貨準備減少の背景には、人民元安を睨んだ中国企業の外貨建て借入返済の動きも影響していると思われる。
- ◇今後、過剰生産能力の削減や住宅在庫の解消を最重要任務の一つと位置づける「供給側改革」に着手することから、投資の減速による景気下押し圧力が続くと思われる。
- ◇一方、各地地方政府がインフラ投資や戦略的新興産業への投資計画を打ち出し、中央政府が失業者に対する財政支援方針を打ち出していること等が景気の下支えになるものと見込まれる。加えて、金融緩和や歳出拡大など政府の対応余地も十分にあり、景気の失速までは想定し難い。

人民元レポート 「2015年度国際収支統計からみた資本流出の現状」

- ◇2015年の中国の国際収支は、経常収支では貿易黒字を背景に資本流入、準備資産を除く金融収支で資本流出が進んだ。資本流出については、能動的な要因として、一帯一路構想の下での海外投資拡大に伴い直接投資が投資超過に転じたこと、受動的な要因として、人民元相場の先安感から外貨での現預金保有やローンの返済が進み資金流出が続いていることが挙げられる。
- ◇昨年後半から資本流出に伴って生じた過度な人民元安圧力に対し、中国政府・中央銀行は人民元買い外貨売りの為替市場介入、中国への資金流入を増やす為の規制緩和や流出を防ぐ為の規制強化を行い、人民元相場は足元で安定を取り戻しつつある。
- ◇景気減速下での今後の政策の方向性は、自国通貨に下落圧力が生じやすい積極的な金融緩和中心から、規律ある範囲での財政積極化と効果的な規模・回数に絞った金融緩和を組み合わせ、必要に応じて個別分野で資金流出に働きかけるといった多面性を帯びて来よう。

連載 「華南ビジネス最前線～香港におけるコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制」

◇香港政府は、コーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制を含む税制改正案について、2015年12月16日より立法議会で審議を開始。

◇改正案には「条件を満たすコーポレートトレジャリーセンターが行うコーポレートトレジャリー業務に対する企業所得税率の半減(16.5%→8.25%)」、「海外関連会社からの借入に対する支払利息の損金算入扱い)」等が盛り込まれている。

◇アジアビジネスの重要性が高まり、多国籍企業がアジア域内の地域統括会社を設立する動きが続く中、また、中国政府が主導する「一帯一路」構想の下で、中国企業の対外進出拠点や人民元オフショアセンターとしての香港の積極的な役割が期待される中、今回の税制改正が香港に地域統括会社を誘致するうえでの強い追い風となることが見込まれる。

スペシャリストの目

税務会計 「『作業指示書による照合抹消』— 注目すべき加工貿易の税関管理の新動向」

◇加工貿易における保税材料の税関手続きを簡素化した「作業指示書による照合抹消」と呼ばれる新たな管理制度が施行された。(税関総署公告2015年第53号、2015年11月6日公布)

◇従来の届出による単耗(輸出製品1単位当りの輸入材料消費量)管理制度では、実際の単耗と届出の単耗とに実務上の差異が出るのが避けられず、差異について合理的に説明が出来ない場合は輸入税の徴収や罰金が科されることがあった。

◇新管理制度は、条件に合致した企業に対して、税関が企業のERP(企業資源計画)システムにあるデータを認可した場合、企業はERPシステムにおける部品品番ごとのデータを税関に送付、税関はこれに基づき保税材料の管理を行うもので、税関の理論在庫と企業の実際在庫の差異を最小限に縮小し、課税や罰金のリスクが低減される。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2016年4月16日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Ew1L4m>



中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切口～

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 黒川 徹

2015年の中国の自動車工場出荷台数（乗用車+商用車）は前年比4.7%増と、その伸び率は3年ぶりの低水準に留まった。世界最大の中国自動車市場の失速は、関連企業に大きな影響を与えることから、その動向は大いに注目される。そこで、本稿では、中国自動車業界について、以下の3つの切り口にて簡単に整理した。

1. 2016年の自動車需要を占う上で注目すべき点は何か

2015年の自動車工場出荷台数は前年比4.7%増と、その伸び率は3年ぶりの低水準に留まった。しかしながら、足元では、2015年10月からの車両購置税の減税効果を受けて工場出荷台数は急回復している。2016年の自動車需要を占う上で注目すべき点は何か。

(1) 足元の動向

2015年の自動車（乗用車+商用車）の工場出荷台数は、2,459万台と過去最高を更新し、7年連続で世界一を維持（図表1）。

《 図表1：自動車の工場出荷台数の動向 》

(単位:万台)

	2013	2014				2015					
	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
自動車全体	2,199	592	576	532	649	2,349	615	570	519	752	2,459
前年比(%)	13.9	9.2	7.5	4.2	6.2	6.8	3.9	▲1.0	▲2.4	15.8	4.7
乗用車	1,792	487	476	452	555	1,970	530	479	444	658	2,114
前年比(%)	15.7	10.1	12.3	8.1	9.2	9.9	9.0	0.5	▲1.9	18.6	7.3
商用車	649	105	100	80	94	379	85	91	75	94	345
前年比(%)	70.2	5.1	▲10.6	▲13.3	▲8.6	▲41.6	▲19.4	▲8.6	▲5.2	▲0.3	▲8.9

(注) 2015年通年の自動車全体及び乗用車については、2015年1~4Qの合計値と一致せず。

(資料) 中国汽車工業協会資料を基にBTMU企業調査部(香港)作成

もっとも、ここ数年の成長率をみると、2013年の前年比13.9%増をピークに減速に転じ、2014年は同6.8%増、2015年には同4.7%増と大幅に鈍化。

とりわけ、主力の乗用車については、購入規制や景気減速、株価下落による販売不振の影響を受けて、2015年半ばの時点ではマイナスに転じていた。

しかしながら、足元では、2015年10月から乗用車の約7割を占める小型車に対する車両購置税の減税^(注)が導入されたことにより、工場出荷台数が二桁成長に急回復している。

(注) 車両購置税は、中国国内で車両を購入した機関・個人が徴収される税。2015年10月から2016年12月末の間は、排気量1.6L以下の車両の税率が通常の10%から5%へと減税される。

(2) 今後の展望

足元の“工場出荷台数の急回復”については、減税効果による需要増を見込んだ動きと捉える向きが多く、今後1~2年の乗用車需要を展望すると、2016年は減税効果で一桁台半ば~後半の伸び、2017年は減税が終了することによる反動減により小幅な伸びに留まるというのが市場のコンセンサス。

確かに、乗用車の販売動向を最も的確に示すと考えられる新車登録台数をみると、減税が実施された2015年10月以降、工場出荷台数と歩調を合わせる形で二桁成長に回帰しており、減税は需要回復の大きな追い風と言える(図表2)。

《 図表2：乗用車の新車登録台数の動向 》

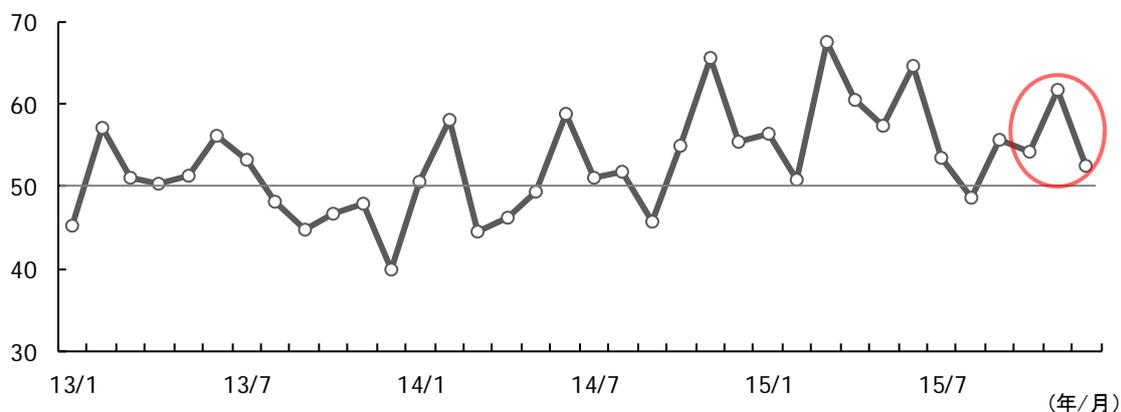
(単位:万台)

	2013	2014				2015					
	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年	1Q	2Q	3Q	4Q	通年
自動車全体	1,608	481	412	429	462	1,784	538	403	435	540	1,916
前年比(%)	17.3	12.2	16.4	9.4	6.7	11.0	11.8	▲2.2	1.5	16.9	7.4

(資料) 中国自動車技術研究センター資料を基に BTMU 企業調査部 (香港) 作成

しかしながら、在庫の過剰感を示す在庫早期警戒指数をみると、2015年10月以降も警戒ラインを上回って推移しており、メーカー毎に濃淡はあろうが、ディーラーの在庫増への警戒感は依然として高い(図表3)。

《 図表3：在庫早期警戒指数の推移 》



(注) 在庫早期警戒指数は50を下回る場合がディーラーでの在庫水準が適正、50を上回る場合が在庫の過多を示す。

(資料) 中国自動車流通協会資料を基に BTMU 企業調査部 (香港) 作成

工場出荷台数の急回復についても、「減税効果による大幅な需要増を見込んだ完成車メーカー各社が、実需を上回る台数を出荷している」(サプライヤー談)と懸念を示すコメントが聞かれており、過度な楽観は禁物。

従って、2016年の自動車需要を占う上では、月次の販売・在庫動向(特に旧正月要因に左右されない3月)をフォローすることにより、減税による販売面へのプラス効果を慎重に見極めることが必要であろう。

2. 完成車メーカーの最大の関心事である規制動向による影響は何か

自動車業界は完成車メーカーを頂点にサプライチェーンを形成しており、業界環境を理解する上で完成車メーカーの取り組みをフォローすることが重要。足元で完成車メーカーの最大の関心事である規制動向による影響は何か。

ここ数ヶ月の間に、多くの完成車メーカーから「燃費規制、NEV規制への対応を最優先課題としている」とのコメントが聞かれており、足元で完成車メーカーの最大の関心事は“規制面”に集中している様子。

“燃費規制”については、燃費目標達成に向けて、2005年7月以降、燃費規制を段階的に導入（図表4）。2020年に5.0L/100km、2025年には4.0L/100kmと目標は強化されるが、「2020年の数値は米国、日本と同水準であり、目標の達成は容易ではない」（完成車メーカー談）との見方が大勢を占める。

《 図表4：第3、4、5段階燃費規制の概要 》

	第3段階	第4段階	第5段階
公表日	2011年12月	2014年12月	2015年5月
適用期間	2012～15年	2016～20年	2020～25年
燃費目標	6.9L/100km	5.0L/100km	4.0L/100km
メーカー目標	新エネ車を除いて計算	新エネ車を含めて計算	未定
罰則	・生産能力増強計画を認可しない ・目標未達の車両は生産中止	・1台当たりの燃費が目標値を1L上回ると 2017年/5,800元、2018年/7,200元、 2020年/12,000元の罰金を科せられる(検討案)	未定

(資料) FOURIN 資料等を基に BTMU 企業調査部 (香港) 作成

もっとも、罰則に目を転じると、2020年までの燃費規制における罰則は、2015年までの規制に比して大幅に緩和される見通し。

これまで厳しい燃費目標を設定することにより、外資系完成車メーカーに対して合弁先を通じた新エネ車関連の技術移転を迫ろうとしていた中国政府が、方針を変更したようにもみえる。

しかしながら、足元で中国政府は、年間生産台数が一定数以上の完成車メーカーについて、強制的に中国国内で新エネ車を生産させるという“NEV規制”を新たに導入する可能性を示唆している点がポイント（図表5）。

《 図表5：NEV規制の概要 》

施策	中国版カリフォルニア州ZEV規制 「新エネ車クレジット管理弁法」(NEV規制)	導入時期	2020年
規制対象	年間の生産台数が10万台以上の完成車メーカー	計算台数	過去生産台数
目標	2020～21年に、生産台数のNEV比率を3～5%以上にする(目標は年々引き上げられる予定)		
クレジット 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ICE(内燃機関)車を1台生産するとクレジットがマイナス(HEVは生産台数0としてカウント/検討案) ・完成車メーカーは、NEV生産かクレジットを購入することでマイナスのクレジットの返済、もしくは罰金を支払う必要あり ・NEV生産でクレジットの余剰が生じた場合、他社の売却するか、今後利用するために蓄積しておくことが可能 		

(注) NEV: New Energy Vehicle=PHEV、EV、FCV といった新エネ車を指す。

(資料) FOURIN 資料等を基に BTMU 企業調査部 (香港) 作成

この背景としては、2020年の燃費目標が非常に高く、中資系完成車メーカーの達成が容易ではないとみられるため、燃費規制の罰則を緩和する一方、NEV規制導入により外資系完成車メーカーに新エネ車関連の技術移転を迫ろうとしていると捉えるのが妥当と言える。

仮にNEV規制が導入された場合、外資系完成車メーカーは技術移転を進める、もしくは罰金を払う（≒実質的に中資系完成車メーカーに資金を提供）のいずれか二者択一を迫られる公算が大きい。

こうした中、日系完成車メーカーとしては、HEVの投入に注力するのではNEV規制に対応出来ないことから、PHEVなど新エネ車の生産・投入の検討を迫られているのが実状。

今後も、これら規制に加え、外資系完成車メーカーに不利な規制が追加導入される可能性もあり、そうした局面では各社戦略の見直しを余儀なくされることから、その他の規制についても継続的にフォローすることが肝要。

3. 中資系完成車メーカーの大型再編はあるのか、再編後の影響は何か

中国の自動車業界では、供給能力の過剰と政府による自国産業の競争力強化の方針もあり、中資系完成車メーカーの再編淘汰は不可避とみられるが、同メーカーの大型再編はあるのか、再編後の影響は何か。

中資系完成車メーカーの大型再編は、「噂ベースの話では聞くものの、足元で具体的な動きはみられない」（サプライヤー談）との声が聞かれることから、一筋縄ではいきそうにないと考えられる。

但し、中国の自動車業界では、供給能力の過剰と政府による自国産業の競争力強化の方針もあり、大型再編の可能性も否定できない。とりわけ、「中央政府による交流人事が行われた国有大手の第一汽車と東風汽車の2社は統合の有力候補」（完成車メーカー・サプライヤー談）とみる向きが多い。

再編後の影響としては、超長期的にみれば、大型再編により中資系完成車メーカーの競争力が高まった場合、外資系完成車メーカーとの合弁契約を更新しないと判断する中資系完成車メーカーが出てくる可能性がある。そのため、「一部の外資系完成車メーカーが中国市場から撤退を余儀なくされるケースも十分想定される」との意見も完成車メーカーを中心に聞かれた。

なお、影響が想定される時期については、「2020年後半に期限を迎える合弁契約が多いため、そこに注目している」（完成車メーカー談）とのコメントが聞かれた。

《 図表6：主要自動車合弁メーカーの合弁期間一覧表 》

メーカー名	合弁期限年	メーカー名	合弁期限年
神龍汽車(PSA・東風)	2022年	華晨BMW*	2033年
鄭州日産*	2023年	東風ホンダ*	2033年
重慶長安スズキ*	2023年	広汽トヨタ	2034年
江西昌河スズキ*	2025年	広汽日野	2037年
上海GM	2027年	福建Benz	2037年
広汽ホンダ	2028年	広汽Fiat*	2040年
四川一汽車トヨタ	2028年	BYD Daimler*	2040年
上海VW	2029年	一汽VW	2041年
天津一汽車トヨタ	2030年	長安PSA*	2041年
長安Ford*	2031年	広汽三菱	2042年
北京現代	2032年	奇瑞JLR*	2042年
上海GM五菱	2032年	東風日産	2053年
東風悦達起亜	2032年	北京福田Daimler	2061年
北京Benz	2032年		

(注) *合弁期限年は FOURIN による予測

(資料) FOURIN 資料等を基に BTMU 企業調査部（香港）作成

＜中国における自動車の販売台数について＞

- ▶ 中国における自動車販売台数のデータは、中国汽车工业协会の「工場出荷台数」、中国汽车技術研究センターの「新車登録台数」、完成車メーカー各社の「中国販売台数」の3つに大別される（付表1）。

《付表1：中国における自動車販売台数のデータ》

データ名	出所／概要	乗用車			商用車
		国内生産		輸入	
		国内販売	輸出車	輸入車	
工場出荷台数	中国汽车工业协会	○	○	×	○
新車登録台数	中国汽车技術研究センター	○	×	×	×
中国販売台数	完成車メーカー各社	（完成車メーカー毎に異なる）			
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	○	—	○	—
日産	輸入車を含む小売販売台数	○	—	○	○
ホンダ	小売販売台数	○	—	×	—

（資料）FOURIN 資料等を基に BTMU 企業調査部（香港）作成

- ▶ いずれのデータについても、その対象範囲をみると、輸出車や輸入車、商用車の有無が異なるなど、国内販売全体を捉えた統計は存在しない。
- ▶ 日本の新聞報道等では、市場全体の販売動向に自動車全体（乗用車＋商用車）の工場出荷台数を用いる他、個社の販売動向には中国販売台数を用いるケースが多い。
- ▶ しかしながら、工場出荷台数は、そもそも小売ベースの数値ではない上、各社発表の中国販売台数についてもそれぞれ算出基準が異なることから、中国における自動車販売の動向を大まかにしか捉えることができない。
- ▶ 一方、新車登録台数は、輸入車（中国市場全体の5%強）こそ含まないものの、当局が纏めた国内生産車の新車登録データを基にしており、主力の乗用車について、市場全体及び個社の販売動向を捉えるのに最適といえる。
- ▶ 実際、中国にて自動車ディーラーを管理する商社へのヒアリングを通じても、「自動車の販売動向を分析する場合、新車登録台数を参考にしている」とのコメントが聞かれた。
- ▶ したがって、中国における自動車の販売動向については、新車登録台数のデータに基いて判断することが適当。このため、本稿においても主に同データを用いている。

＜日系完成車メーカーの 2015 年の販売実績について＞

- 大手 3 社（トヨタ、日産、ホンダ／日系完成車メーカー全体の 85%程度）が発表した 2015 年の販売実績は、いずれも販売目標を達成（付表 2）。

《 付表 2：大手 3 社の中国販売台数の動向（各社発表） 》 (単位:万台、%)

中国販売台数		2014	2015		
		実績	計画	実績	前年比
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	103.2	110	112.3	8.7
日産(注1)	輸入車を含む小売販売台数	95.2	100	102.7	-
ホンダ(注2)	小売販売台数	78.8	95	100.6	-

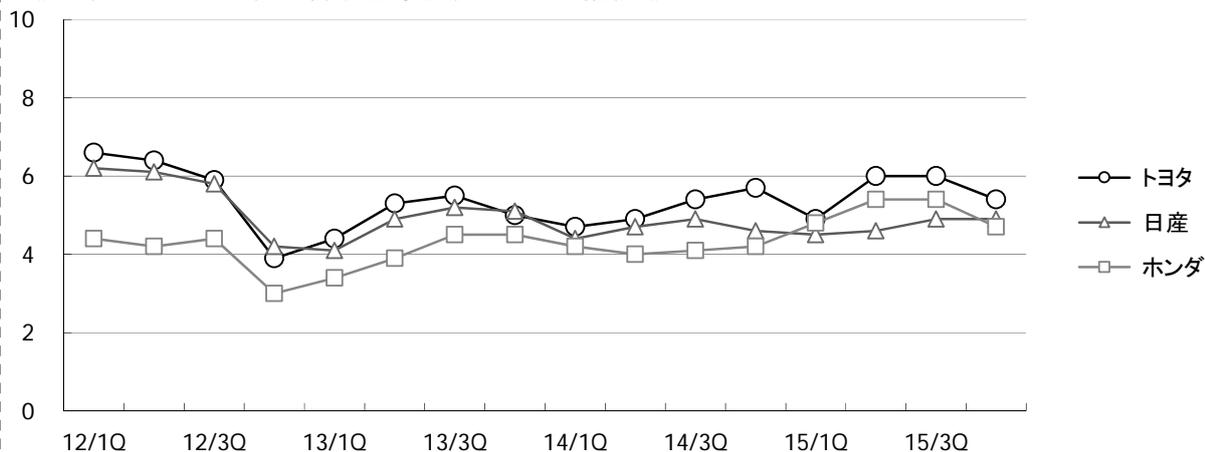
(注) 1. 東風日産の数値で商用車を含まない。2015 年 1 月に、卸売販売台数から小売販売台数に変更。

(注) 2. 2015 年 4 月に、工場出荷台数から小売販売台数に変更。

(資料) 各社資料を基に BTMU 企業調査部（香港）作成

- ここ 1 年の新車登録台数シェアをみても、大手 3 社いずれも堅調な推移を辿っている（付表 3）。

《 付表 3：大手 3 社の新車登録台数シェアの推移 》



- しかしながら、ホンダこそ 2012 年 9 月の島問題前の水準にまでシェアを戻しているものの、トヨタ、日産については、依然としてシェアを回復出来ていないのが実状。

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 黒川 徹

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Toru_Kurokawa@hk.mufg.jp



中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行
経済調査室
調査役 福地 亜希

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の一部を編集・転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油についても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2016/index.htm>

1. 現状：「中国減速リスク」が再燃するなか、経済実体は緩やかな減速が継続

中国では、年初より株価下落や人民元安の進行、資本流出の強まりなど、「中国減速リスク」が再び意識されている。

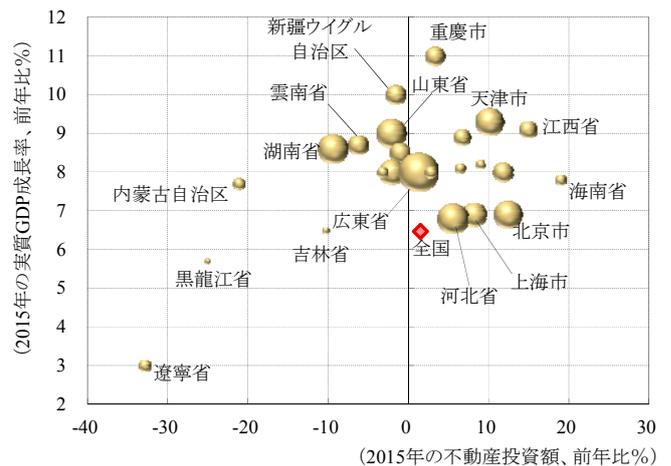
まず月次の経済指標で実体経済の動向を確認すると、生産や投資を中心に総じて弱めのものが目立つが、全体として緩やかな減速トレンドに変わりはなく、金融市場の混乱を招くほどの更なる変調が確認されたわけではない(図表1)。焦点となる不動産投資については、政府の挺入れ策等を支えに人口流入の続く都市部を中心に底堅さを維持する一方、高水準の在庫を抱える地方を中心に調整圧力は根強く、地域別でも明暗が分かれている(図表2)。

図表1：中国の主な月次経済指標の推移

	2015年			2016年	
	10月	11月	12月	1月	2月
輸出(前年比、%)	▲ 7.0	▲ 7.0	▲ 1.7	▲ 18.4	
輸入(前年比、%)	▲ 18.6	▲ 8.8	▲ 7.5	▲ 16.4	
固定資産投資(都市部) (年初来、前年比、%)	10.2	10.2	10.0	10.2	
小売売上高(前年比、%)	11.0	11.2	11.1	10.2	
工業生産(前年比、%)	5.6	6.2	5.9	5.4	
製造業PMI	49.8	49.6	49.7	49.4	49.0
非製造業PMI	53.1	53.6	54.4	53.5	52.7
外貨準備高 (前月差、億ドル)	114	▲ 872	▲ 1,079	▲ 995	▲ 286

(注)1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家統計局発表の指標。
2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したものを。
3. 『輸出』、『輸入』、『固定資産投資』、『小売売上高』、『工業生産』の直近は、2016年1-2月平均値。
(資料) 中国国家統計局統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表2：中国の地方別不動産投資と成長率



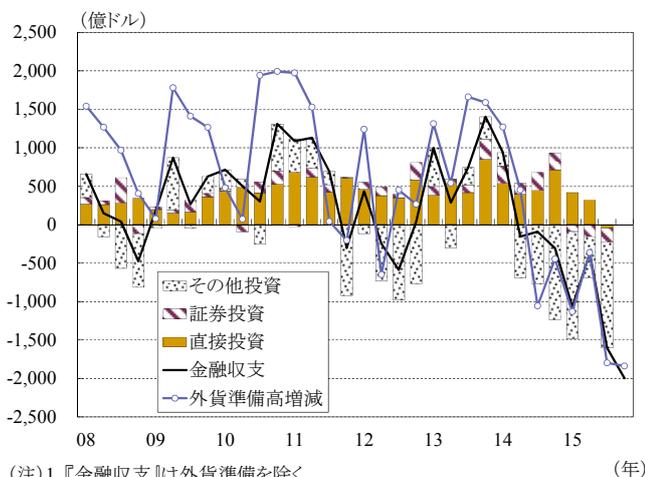
(注)バブルの大きさは2010年～2014年の人口増加数。
(資料) 中国国家統計局統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

株価下落の背景には、需給悪化懸念や後手に回る政策対応などファンダメンタルズ以外の要因の影響が大きく、投機的な人民元売りと相俟って市場の混乱に拍車をかけた点は否めない。大株主の株式売却制限継続やサーキットブレーカー制度の停止などで株価下落に一旦歯止めはかかっ

たが、歴史的な株式バブル崩壊の先進事例を踏まえると、ファンダメンタルズの裏付けに乏しい以上、先行きについては慎重にみておく必要がある。

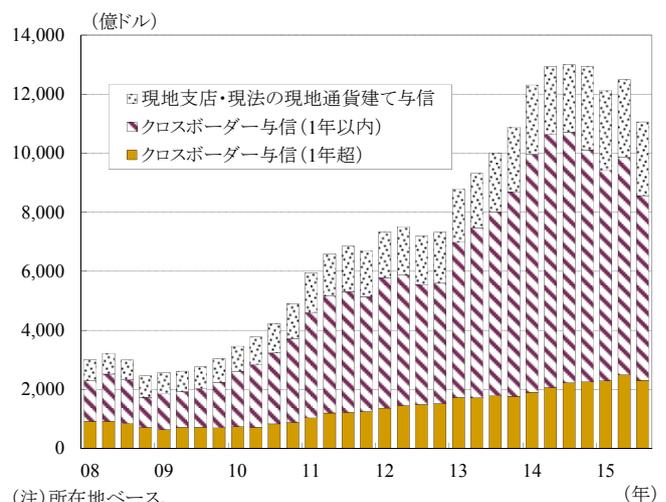
他方、2015年10-12月期の金融収支（ネット）は▲1,997億ドルと統計開始以来最大の支払い超となるなど資本流出への懸念は根強い（図表3）。7-9月期までの内訳をみると、貸出を中心とする「その他投資」での流出超が目立っており、海外金融機関の対中与信の縮小に加え、人民元安を睨んだ中国企業の外貨建て借入の返済の動きも影響しているとみられる。当局は昨年半ば以降、投機的な為替取引に対する牽制を強化しており、人民元相場の安定化が見込まれる。但し、国際決済銀行（BIS）統計では（2015年9月末時点）、海外からの中国向け与信残高のうち短期与信（1年以内に返済期限が到来）が全体の約7割を占め、資本流出や外貨準備の減少に伴う不安定化リスクには留意する必要がある（図表4）。

図表3：中国の金融収支の推移



(注) 1. 『金融収支』は外貨準備を除く。
2. 『外貨準備高増減』は、前期末からの残高の差。
(資料) 中国国家外貨管理局統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4：BIS報告銀行の対中與信残高の推移



(注) 所在地ベース。
(資料) BIS統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

2. 見通し：「供給側改革」の着手もあり投資の減速が継続

先行きを展望すると、過去の過剰な資本ストックの調整余地は大きく、不動産や重工業を中心とした投資の減速による景気下押し圧力が続くと思われる。政府は昨年終盤以降、「供給側改革」の方針を打ち出し、過剰生産能力の削減や住宅在庫の解消を最重要任務の一つとして位置付けており、既に、粗鋼生産能力を今後数年間で1億～1.5億トン（生産能力全体の8～12%）、石炭産業についても7億トン（同約13%）削減する目標を打ち出している。不動産および重工業分野での投資は固定資産投資全体の約4割弱（2015年時点）を占めるため、短期的には投資・生産面での下押し圧力が強まる可能性をみておく必要はある。

一方で、各地方政府はインフラ投資に加え、ハイテク、省エネなど戦略的新興産業7分野での投資計画を相次いで打ち出しており、一定の景気下支えが見込まれている。加えて、中央政府は財政面からの支援により、失業者の再就職や生活保障を実施する方針を打ち出している。具体的には「雇用対策基金」を設立し、過剰生産能力を抱える産業における失業者の社会保障費用や再就職のための職業訓練の資金に充てる計画をしている（図表5）。過剰な生産能力を抱える各産業で生産能力削減と同時に、同じ割合の雇用削減を行うと仮定した場合、約300万人前後が失業する可能性が指摘されるものの、2015年末時点の工業部門の雇用者数の3%程度に過ぎない。また、全国を網羅した雇用統計の業種別内訳が非公表なため不透明な部分もあるが、第三次産業における新規雇用で吸収し得るレベルとみることもできる（図表6）。実際、2015年10-12月期の都市部求人数をみると、製造業や建築業などを中心に前年割れとなる一方、交通・運輸、金融、情報通

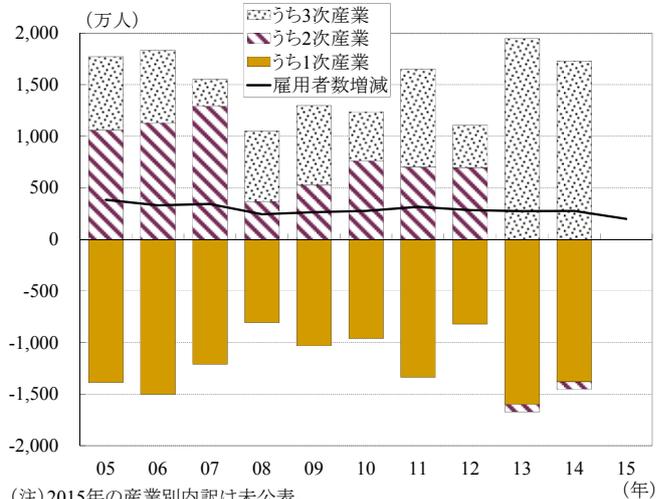
信等のサービス業は前年を上回る伸びを示している。こうした総じて安定的な雇用・所得環境を支えに個人消費は堅調を維持し、景気の下支えとなることが見込まれる。加えて、金融緩和や歳出の拡大など政府の対応余地も十分にあり、景気の失速までは想定し難い。

図表 5：中国の過剰生産能力削減を巡る動き

分野	概要		雇用への影響
生産能力削減計画	粗鋼	1億～1.5億トン (生産能力全体の8～12%)	180万人
	石炭	今後数年で7億トン(生産能力全体の約13%)※2016年は6,000万トン	
	レアアース	生産能力全体の10～16%	n.a.
	亜鉛	2016年の生産量を50万トン削減	n.a.
	ニッケル	生産能力全体の20%	n.a.
	銅	2016年の生産量を35万トン削減	n.a.
構造調整基金	政府は二大業種(鉄鋼、石炭)の過剰生産能力の淘汰の支援に向けて1月に「構造調整基金」の設立を決定。		
雇用対策	中央政府の財源から1,000億元の特別資金を拠出。リストラされた従業員の再配置・再就職支援などに充てる。		

(資料) 報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 6：中国の産業別雇用者増減



(注) 2015年の産業別内訳は未公表。

(資料) 中国人力資源社会保障部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表 7：アジア経済見通し総括表

	名目GDP(2014年)		実質GDP成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億ドル)		
	兆ドル	シェア、%	2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年
中国	10.38	60.9	7.3	6.9	6.5	2.0	1.5	1.9	2,197	2,932	2,710
韓国	1.42	8.3	3.3	2.6	2.9	1.3	0.7	1.3	844	1,060	1,044
台湾	0.53	3.1	3.9	0.8	2.4	1.2	▲0.3	1.2	654	724	616
香港	0.29	1.7	2.6	2.4	2.0	4.4	3.0	2.6	36	106	91
シンガポール	0.31	1.8	3.3	2.0	2.5	1.0	▲0.5	0.6	588	705	730
NIEs	2.54	14.9	3.4	2.1	2.6	1.6	0.6	1.3	2,122	2,595	2,481
インドネシア	0.89	5.2	5.0	4.8	5.0	6.4	6.4	4.3	▲275	▲180	▲175
マレーシア	0.33	1.9	6.0	5.0	4.9	3.1	2.1	2.0	145	90	102
タイ	0.37	2.2	0.8	2.8	3.2	1.9	▲0.9	1.0	154	348	212
フィリピン	0.28	1.7	6.1	5.8	6.0	4.2	1.4	2.5	109	78	46
ベトナム	0.19	1.1	6.0	6.7	6.3	4.1	0.6	3.2	95	88	48
ASEAN5	2.06	12.1	4.6	4.8	4.9	4.5	3.2	3.0	228	425	233
インド	2.05	12.0	7.4	7.6	7.9	6.0	4.8	5.0	▲267	▲152	▲232
アジア11カ国・地域	17.04	100	6.4	6.0	5.9	2.7	2.0	2.3	4,279	5,801	5,191

(注) インドは年度(4月～3月)ベース。

(資料) 各国統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

以上

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : http://www.bk.mufig.jp/rept_mkt/rsrch/index.htm



2015年度国際収支統計からみた資本流出の現状

三菱東京UFJ銀行（中国）
 環球金融市場部
 資金証券Gr 日下義之

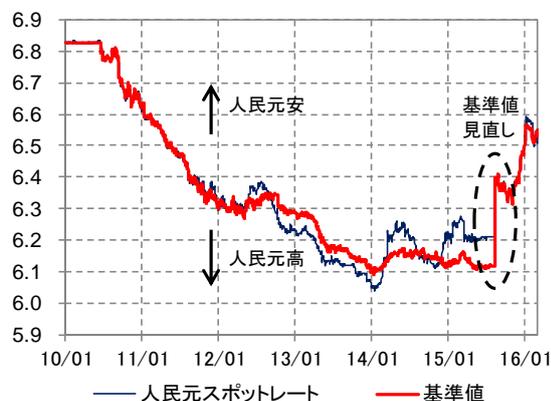
外国為替市場では、輸入や資本流出によって生じる外貨の需要が、輸出や資本流入によって生じる外貨の供給を上回った際に自国通貨が下落する。中国は貿易面では黒字を確保しているものの、資本流出が拡大したことを受け、人民元相場は昨年後半から下落基調をたどった。

資本流出の動向を分析するには、一定期間における居住者と非居住者の間で行われた対外取引を体系的に記録した国際収支統計が有用である。本稿では2月に公表された2015年度国際収支統計を用いて、最近の資本流出の動向について考察する。

1 足元にかけてのオンショア人民元為替相場

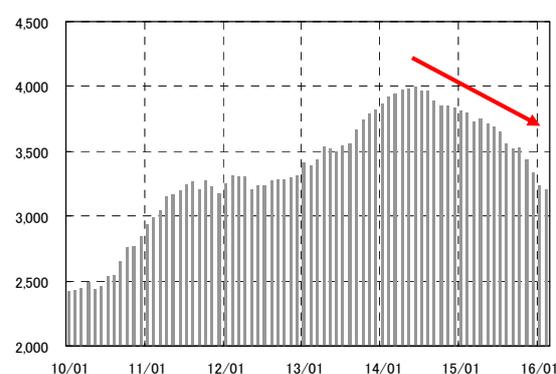
2015年、人民元は対米ドルで前年比4.6%下落した。下落率は2014年から拡大し、2014年まで続いてきた人民元高基調に転換が見られた。特に、8月には人民元相場が過大評価されているとの見方から、人民元相場の基準値が人民元安方向に見直されたのに伴い、それまで1米ドル6.2元台で推移していた人民元相場は6.4元台前半まで下落。12月末にかけて6.4元台後半へ人民元安が進んだ。年明け以降も中国経済の先行き不透明感等から一時6.5元台後半を示現したが、足元にかけては人民元安が一服する状況となっている。

【図表1】2010年以降の人民元スポットレート
 (元)



出典：bloomberg

【図表2】2010年以降の外貨準備高の推移
 (10億米ドル)



出典：bloomberg

次に、外貨準備高の変動を見ると、2014年6月をピークに減少を続けている。減少の主因は、中国政府・中央銀行による人民元買い外貨売りの為替市場介入である。自国通貨買い外貨売りの為替市場介入は、自国通貨相場が過度に下落するのを防止する目的で実施される。なお、外貨準備高の月次の減少額は、2015年12月が前月比▲1,079億米ドル、2016年1月が同▲994億米ドル、2月は同▲285億米ドルと、足元にかけて縮小して来ている。

2 2015年度の国際収支

(1) 国際収支統計の概要

国際収支の分析にあたり、まずは国際収支統計の全体像を確認する。図表3は、2010年以降の国際収支の概要を示したものである。

【図表3】2010年以降の国際収支の動向

単位 億米ドル	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
経常収支	2,378	1,361	2,154	1,482	2,197	2,932
貿易・サービス収支	2,230	1,819	2,318	2,354	2,840	3,687
うち、貿易収支	2,464	2,287	3,116	3,590	4,350	5,781
うち、サービス収支	-234	-468	-797	-1,236	-1,510	-2,094
(サービス収支のうち、旅行)	-91	-241	-519	-769	-1,079	-1,950
第一次・第二次所得収支	148	-458	-165	-872	-643	-755
資本・金融収支	-1,849	-1,223	-1,283	-853	-795	-1,611
資本収支	46	54	43	31	0	3
金融収支	-1,895	-1,278	-1,326	-883	-795	-1,614
うち、準備資産を除く金融収支	2,822	2,600	-360	3,430	383	-5,044
うち、準備資産	-4,717	-3,878	-966	-4,314	-1,178	3,429
誤差脱漏	-529	-138	-871	-629	-1,401	-1,321

出典：国家外匯管理局 HP

国際収支は経常収支、資本・金融収支、及び誤差脱漏で構成される。外貨準備が太宗を占める準備資産の増減は金融収支に含まれており、総和はゼロとなる。2015年には、経常黒字幅が拡大すると共に、資本・金融収支の赤字幅も拡大した。2014年からの変化として目立つのは、準備資産が大幅増加に転じ、準備資産を除く金融収支が大幅な赤字に転じた点である。なお、準備資産については国際収支統計上、本国通貨を基準として、外貨準備増加を資金流出、外貨準備減少を資金流入ととらえるため、外貨準備の減少が、国際収支上は準備資産の増加として示される。

以下では、国際収支の各項目の内訳を確認しながら変化の要因を確認することとしたい。

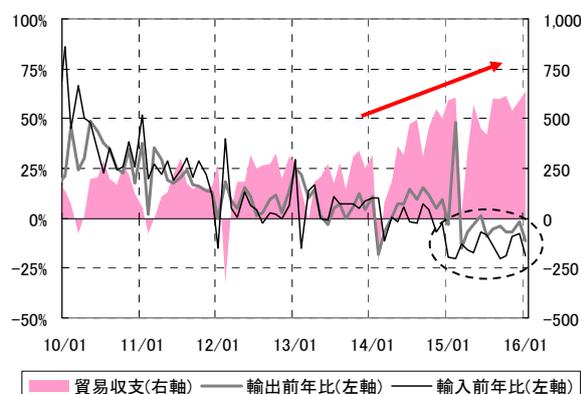
(2) 経常収支

経常収支は、貿易・サービス収支、第一次、第二次所得収支で構成されている。

貿易・サービス収支は、2010年以降貿易黒字の拡大を受け増加傾向にある。貿易収支は、輸出額と輸入額の差を表したもののだが、2015年以降、輸出額、輸入額ともに前年同月を下回る状況にある。一方、貿易黒字が増加傾向にあるのは、輸入品の主要品目である石油、鉄鋼等の輸入価格下落¹に伴って、輸入金額が減少している影響が大きい。

【図表4】2010年以降の輸出入額の比較

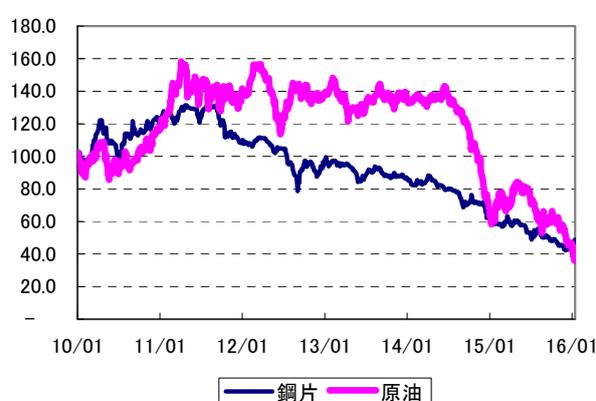
(億米ドル)



出典：Wind

【図表5】2010年以降の鋼片、原油価格の推移

(2010年1月を100とする指数)



出典：Wind

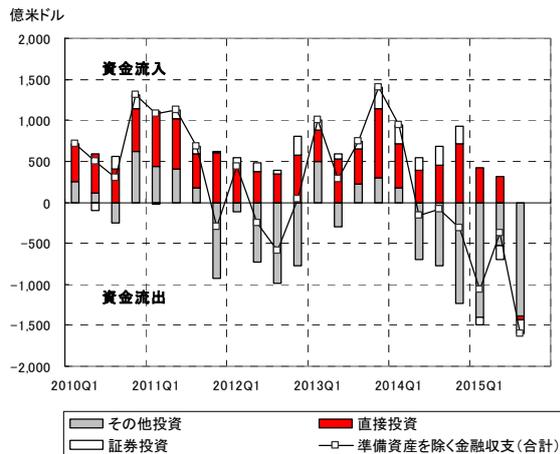
¹ 2015年度の輸入品目で第一位は集積回路(2,300億米ドル、前年比5.7%)、第二位は石油(1,344億米ドル、前年比▲41.1%)、第三位は鉄鉱石(576億米ドル、前年比▲38.3%)となっている。

サービス収支は、赤字額を拡大させる傾向にあるが、これは海外旅行人気の高まりを受け、海外での旅行関連支出が増加している影響が大きい。

(3) 資本・金融収支

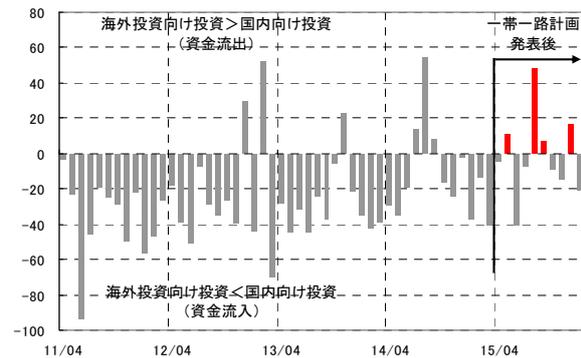
次に資本および金融収支を見ると、資本収支に直近特段の変化は見られないが、金融収支は赤字が拡大した。これは、準備資産を除く金融収支が大幅な赤字に転じたことが主因となっている。準備資産を除く金融収支は、直接投資、証券投資、その他投資に分類できる。これらの内訳を四半期毎に見ると、特徴的なのは、2015年以降直接投資の黒字が縮小、直近の2015年第3四半期には資金流出に転じている点、2014年以降その他投資からの資金流出が拡大している点である。

【図表6】 準備資産を除く金融収支の内訳²
(四半期ベース)



出典：国家外汇管理局 HP

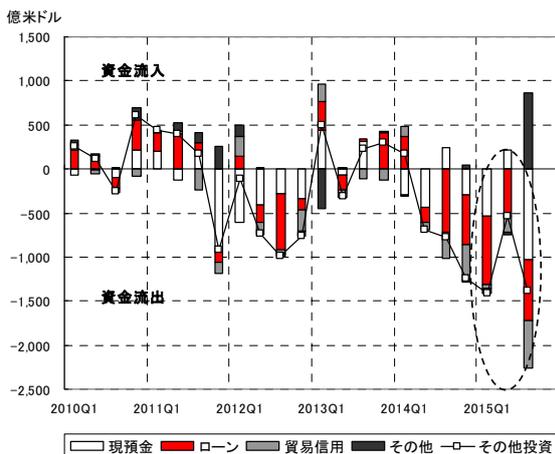
【図表7】 国内向け直接投資金額と海外向け直接投資額の差



出典：Wind データより BTMUC 作成

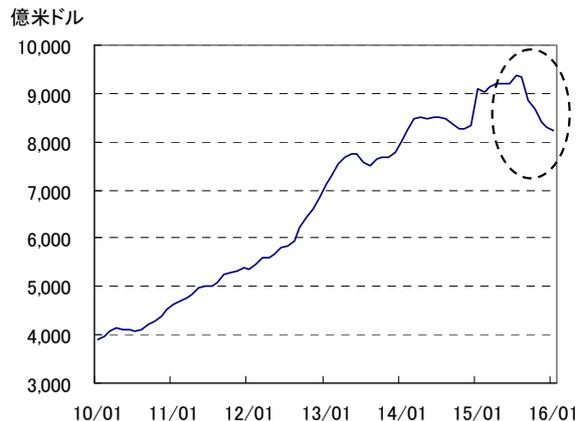
直接投資項目における資金流出は、中国から海外への直接投資金額が中国国内に流入する金額を上回ったことを示している。図表7は、国内向けの直接投資金額 (FDI) と中国企業の海外向け直接投資金額 (ODI) の差を月次で見たものだが、2015年3月の一帯一路構想発表後、海外向けインフラ投資が拡大し、ODIが増加。投資超過 (資金流出) となる月が増加している。

【図表8】 図表6で示したその他投資の内訳



出典：国家外汇管理局 HP

【図表9】 金融機関の外貨貸出残高の推移



出典：中国人民銀行

次に、図表8は図表6で示したその他投資の内訳を見たものだが、2015年以降、構成項目である現預金、ローン、貿易信用はいずれも流出額が拡大する傾向にある。

² 3月10日現在、2015年第4四半期データは未開示。

現預金については、人民元安が予想される中、外貨の保有動機が強まり保有現金を外貨で保有する傾向が強まっていることが背景にある。ローンについては、これまで低金利の外貨資金を調達し中国国内で資金運用を行ってきた中国企業が、人民元安が予想される中で負債の増加を避けるため外貨借入の返済を進めていることが背景にある。図表9で金融機関の外貨貸出残高を見ると、貸出残高は2015年7月の9,368億米ドルをピークに減少しており、企業の外貨借入返済が進んでいることを示唆している。また、貿易信用については、資源価格の下落を背景に輸入金額が減少したことから、貿易信用も減少したものと考えられる。

以上を踏まえると、資本流出の主な要因は、能動的な要因として、一帯一路構想の下での海外投資拡大に伴い直接投資が投資超過に転じたこと、受動的な要因として、人民元相場の先安感から現預金やローンでの資金流出が続いていることであると言える。

2015年の国際収支全体を総括すると、経常収支では貿易黒字を背景に資本流入となったが、準備資産を除く金融収支で資本流出が進んだ。資本流出に伴って生じた過度な人民元安圧力に対し、中国政府・中央銀行は人民元買い外貨売りの為替市場介入を行い、外貨準備の一部を取崩しつつ人民元として国内に還流させた。

3 資本流出問題への政府の対応

中国からの資本流出が人民元安を招く原因となっており、人民元の先安感が更なる資本流出を招くという負の循環につながっていることから、2015年後半以降、政府は中国へ流入する資本を増やすために積極的に規制緩和を行うと同時に、人民元の流出を防ぐ新たな規制の強化も行っている。

中国はこれまで人民元の国際化・市場化を進めてきたが、為替相場を安定させるためには、資本移動規制も国際金融のトリレンマの帰結としてやむをえないという見方もある³。中国国内に流入・滞留する資金を増やすための政策対応は現在も続いており、今後も規制の変化を注視していく必要がある。

【図表10】2015年7月以降の規制動向

	規制緩和(資金流入促進)	規制強化(資金流出規制)
2015年	海外中銀、SWFの中国国内債券・デリバティブ取引の参入要件緩和	株価下落局面での売却制限規制の導入
	海外投資家との人民元先物取引解禁	人民元売外貨買の為替予約に対するリスク準備金の賦課
	IMF、人民元SDR入り可決	為替デリバティブ取引を行っていた3行の取引停止措置
2016年	国内人民元為替市場の取引時間延長(16:30→23:30)	大口投資家の株式売却制限規制の延長
	適格機関投資家の売却制限期間の短縮(1年から3ヶ月)	海外銀行の保有する現地口座に対する資本準備制度の適用
	中国外投資家に対する中国債券市場参入要件の緩和	-

出典：公開情報より BTMUC 作成

4 結び

本稿では、2015年の国際収支統計から資金流出の動向を分析した。人民元相場は足元では安定を取り戻しつつあり、政府・中央銀行の対応が一定程度は成果を挙げたと評価されるが、今後も国際収支各項目での資金流入に働きかけるきめ細かな対応が求められる。景気減速下での政策の方向性は、自国通貨に下落圧力を生じやすい積極的な金融緩和中心から、規律ある範囲での財政積極化と効果的な規模・回数に絞った金融緩和を組み合わせ、必要に応じ個別分野で資金流入に働きかけるといった多面性を帯びて来るとみてよいだろう。

(連絡先)

三菱東京UFJ銀行 (中国) 環球金融市場部

E-mail:yoshiyuki_kusaka@cn.mufg.jp TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2911

³ [「BTMU 中国月報」2016年2月号「最近の人民元為替市場の動向と国際金融のトリレンマについて」](#)



華南ビジネス最前線 ～香港におけるコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両方を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第28回目となる今回は、「香港におけるコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制」について取り上げます。

(ご質問)

最近香港政府がコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制を準備していると聞きました。その内容を教えてください。

香港特別行政区政府は、2015年12月4日付けでコーポレートトレジャリーセンター向けの優遇税制を含む税制改正案（以下、「本税制改正案」）を公告し、同年12月16日より立法議会で審議を開始しました。

「本税制改正案」では、「条件を満たすコーポレートトレジャリーセンターが行うコーポレートトレジャリー業務に対する企業所得税率を半減すること（以下、「本企業所得税率優遇」）」の他、「従来損金不算入であった海外の関連会社からの借入に対する支払利息を損金算入すること（以下、「本支払利息損金算入」）」等が定められています。本稿では、今回「本税制改正案」が提出された背景やその内容について簡単に紹介します。

1. 背景

香港は、自由な外貨管理、優れた資本・金融市場、世界最大のオフショア人民元市場、簡素かつ低廉な税制、完備された法制度、豊富な専門人材等を有し、コーポレートトレジャリーセンターの設置を検討している多国籍企業にとって最適地の一つです。

その一方で、香港と同様にアジアにおけるコーポレートトレジャリーセンターの設置先として候補にあがるシンガポールと比べて、コーポレートトレジャリーセンター誘致に向けた政府の積極的な関与や税務特典が無いことがコーポレートトレジャリーセンターの誘致に不利に働いていました。

また、香港の税制上、香港におけるコーポレートトレジャリーセンターは、香港外の非金融機関からの借入に対する支払利息を原則損金算入できない一方、香港外の関連会社に対する貸付金の受取利息は香港で課税対象となり、税務上の取扱いにミスマッチが生じるという問題も抱えていました。

そのため香港特別行政区政府は、多国籍企業に対して香港へのコーポレートトレジャリーセンターの設置にインセンティブを与え、前述の税務上の不均衡を是正し、香港へのコーポレートトレジャリーセンターの設置を促進することを目的に、今回の税制改正を行うこととなりました。

2. 「本税制改正案」の内容

「本税制改正案」では、前述のとおり「本企業所得税率優遇」及び「本支払利息損金算入」等についての措置が定められています。概要は次のとおりです。

(1) 本企業所得税率優遇

「本企業所得税率優遇」では、条件を満たすコーポレートトレジャリーセンターが行う一定のコーポレートトレジャリー業務に関する利益について企業所得税率を半減することが定められています。現行の企業所得税率が16.5%であるため、「本企業所得税率優遇」適用後の企業所得税率は8.25%となります。なお、前述の条件については、【表1】をご参照下さい。

【表1】「本企業所得税率優遇」の条件

対象企業	以下のいずれかの条件（主なもの）に該当する企業 ①香港においてコーポレートトレジャリー活動のみを行う企業 ②以下の基準（「セーフハーバールール」）をともに満たす企業 ・コーポレートトレジャリー業務に関わる利益が当該企業の利益の75%以上を占めること ・コーポレートトレジャリー業務に関わる資産が当該企業の総資産の75%以上を占めること ③内国歳入庁長官の決定を受けた企業
本企業所得税率優遇の対象となる所得	以下の業務から生じる利益： ①香港外の関連会社に対する貸付業務 ②香港外の関連会社に対して、コーポレートトレジャリーセンターが提供する以下等のコーポレートトレジャリーサービス ・資金・流動性管理 ・関連会社の仕入先・販売先への支払手続 ・コーポレートファイナンスアドバイザーサービス ・投資資金管理のアドバイス ・関連会社によるM&Aの助言サービス ③香港外の関連会社の業務に関して、コーポレートトレジャリーセンターが行う以下等のコーポレートトレジャリー取引 ・保証、パフォーマンスボンド、スタンドバイL/C等の提供 ・資金及び流動性管理のための、預金、預金証書、債券、手形等への投資 ・関連会社の為替リスクのヘッジ取引 ・ファクタリング及びフォーフェイティング

(2) 本支払利息損金算入

現行の税制では、コーポレートトレジャリーセンターが香港外の関連会社から借入れた資金に対して支払う利息については原則損金算入できませんが、「本税制改正案」では一定の条件を満たす支払利息について損金算入を可能としています。但し、当該借入金について香港外の関連会社の受取利息が参照税率（8.25%又は16.5%）より低い税率で香港外において課税される場合等は「本支払利息算入」の対象となりませんので注意が必要です。

3. まとめ

アジアビジネスの重要性が高まる中で、多国籍企業がアジア域内に地域統括会社を設置する動きが続いています。2015年10月に香港統計署及び投資推進所が共同で発表した調査報告によれば、香港に設置された地域統括会社の数は過去最高の1,401社(同年6月1日時点)に達した模様です。

また香港は、中国政府が主導する「一带一路」構想において、中国企業の対外進出拠点として、そして人民元オフショアセンターとして積極的な役割が期待されており、今後海外進出を図る中国企業が投資拠点を香港に設立することが予想されます。

そうした中で「本税制改正案」は、香港に地域統括会社を誘致するうえでの強い追い風となることが見込まれます。まだ「本税制改正案」は立法議会で審議中ですが、その成立を契機として香港がより一層発展することに期待したいと思います。

(本稿は香港の隔週誌香港ポスト 2016年1月22日号掲載分を一部修正したレポートです)

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(執筆者連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：toshiharu_kigami@hk.mufg.jp

TEL：852-2249-3027

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、華南のお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計:「作業指示書による照合抹消」 ——注目すべき加工貿易の税関管理の新動向

KPMG中国
税務パートナー
華南地区日系企業サービス
陳蔚 (Chen Vivian)

中国で保税加工貿易に従事する日系製造企業にとって、税関の要求を満たす保税材料の照合抹消手続きを如何に実施し、とりわけ如何に正確に単位消耗（中国語：単耗）の管理を行うかが、従来から企業にとって大きな課題である。税関総署は、2015年11月6日に「加工貿易の作業指示書による照合抹消の展開に関する公告」（2015年第53号）を公布し、「作業指示書による照合抹消」と名付けた新しい単耗管理制度を全国に推し進めている。当該新規管理制度を順調に実施した場合、現行の届出による単耗管理制度が大きく変わり、加工企業にとって保税貨物に対する実際ベースの照合抹消が可能となる。

当該新制度の公布背景、新政策の内容と関連の留意事項について、下記の通り解説する。

背景

中国税関の関連規定によれば、加工貿易（進料加工、来料加工と転廠を含む）に従事する企業は、保税品である輸入材料と輸出製品が、輸入から輸出まで全てのプロセスにおいて税関監督管理を受けている。企業が保税貨物を中国内で無断転売することを防止し、関連保税材料が全て規定通りに使用されることを保証するために、税関は企業が実際通りに加工貿易における単位当り消費量（以下、「単耗」と称する）を申告することを要求している。

従来の届出による単耗管理制度によって、実際の単耗と届出の単耗とに差異が出るのが避けられず、結果的に保税材料の実際在庫と税関の理論在庫との間に差異が生じてしまう。当該差異について合理的に説明できない場合、税関は企業に保税品過少分に係る輸入関税と輸入増値税を徴収し、罰金をも科する場合がある。

単耗問題によって保税品の在庫差異問題が発生する原因は以下に挙げられる。

- 税関の法規で規定される単耗は、企業内部で使用したERP（企業資源計画）システムでのBOMとは大きく異なり、一対一で対応することが難しい。企業の場合、材料と完成品の品番数が多く、かつ頻繁に更新されている。それに対し、税関内部で使われている情報管理システムに制限があるため、企業は材料と完成品に対し、ある基準でグルーピングした後の単耗届出を税関に提出せざるを得ない。当該グルーピング作業が存在している限り、税関記録上の完成品における材料の消費量と企業の実際状況とは差異が出てしまう。

- 現存の単耗届出と審査制度のもとで、企業は実務上差異に対して適時に調整を行うことができない。単耗の申告は加工貿易手冊（手帳）の届出、申告、照合抹消等の各プロセスに関わる。単耗届出手続きを例とする場合、税関は企業が加工貿易手冊を新規開設する際に単耗届出を要求している。しかし、企業は生産計画、過去の経験などに基づき試算し届出した単耗が、実際の生産状況を反映できない場合が多い。更に加工貿易手冊を実施する際、企業はERPシステムでのBOMを実際の生産状況に応じて修正するものの、税関に届出した単耗の数値を随時調整することが実務上難しいため、両者のデータが合致できなくなる。
- 現在、税関は一部の製品の単耗標準を定期的に関示している。一方、企業が申告した完成品の単耗品種が数多くあることに対し、現行の税関の単耗届出制度は適用する製品範囲、業界標準及び技術専門性等の面から考えれば、いずれも大きな不足がある。従って、税関が作成または制定した単耗標準は実状と乖離している場合が多く、適時に更新することもできない。

新法規の概要

旧制度と比べ、「作業指示書による照合抹消」制度の概要は下記の通りである。

- 1) **加工貿易企業**: 企業は通関申告書、通関申告リスト（通関単に対応するもの）、企業のERPシステム内にある作業指示書データを税関に送付する。
- 2) **税関**: 税関は企業が申告したデータを保税材料の消耗した量として電子台帳を作成し、加工貿易の保税材料、半製品、完成品に対する照合抹消の管理を行う。

即ち、税関が企業のERPシステムにあるデータを認可した場合、企業はERPシステムにおける部品品番ごとのオリジナルデータ（作業指示書、BOM等）を税関に送付し、税関はそれに基づき、企業の保税材料に対して精細な管理を行うことが可能となる。

当該新管理制度の導入によって、企業は単耗に対し「実際通りに届出、実際通りに照合抹消」を行うことが可能となり、理論在庫と実際在庫の差異を最小限に縮小し、輸入税金の追納と罰金を科されるリスクを低減できる。加えて、保税材料の過少または余剰が生じる場合にも、税関は企業のERPシステムに対しより良く理解できるため、企業からの合理的な説明を納得しやすいと考えられる。

新制度の適用条件と留意事項

作業指示書による照合抹消制度に適用する場合、加工貿易企業は以下の条件を満たす必要がある。

- a. 企業格付分類は一般信用企業またはそれ以上であること。
- b. ERP等のシステムを使用し、企業の仕入、生産、在庫、販売等に対して情報化管理を実施し、作業指示書によって製品の加工により消耗する輸入保税材料等の情報を照管理すること。

- c. 企業の通関データ管理システムは税関監督管理の要求に符合しかつ税関の認証を受ける必要があり、税関内部のシステムと接続し関連データを伝送すること。
- d. 保税材料と非保税材料を分けて管理すること。

作業指示書による照合抹消制度のもとで以下の事項にも留意すべきである。

- 企業は、現在使用している情報システム (ERP システム)、生産プロセスと内部統制システム (特に材料、半製品、完成品の各プロセスに対する管理と税関申告に係るもの) が新制度の要求を満たしているかを評価しなければならない。
- 企業内部 ERP システムと税関のデータプラットフォームとのデータ交換に係るシステム的设计は、新制度が順調に実施されるにあたって重要な前提である。企業は、相応する専門知識と実施能力を有していない場合、外部専門家の協力を求める可能性がある。
- 企業にとってシステムの開発、日常の運用とメンテナンスには余計なコストが生じる。加えて、新制度の導入に伴い、企業に生産技術など知的財産権の保護問題をもたらすかについて、事前評価する必要があるであろう。

(監修者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

陳蔚 (Chen Vivian)

中国深圳市深南東路 5001 号華潤大廈 9 楼

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 北京市北京經濟技術開發區榮華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大廈21階 天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所 上海自貿試驗区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬公路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商會大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。